

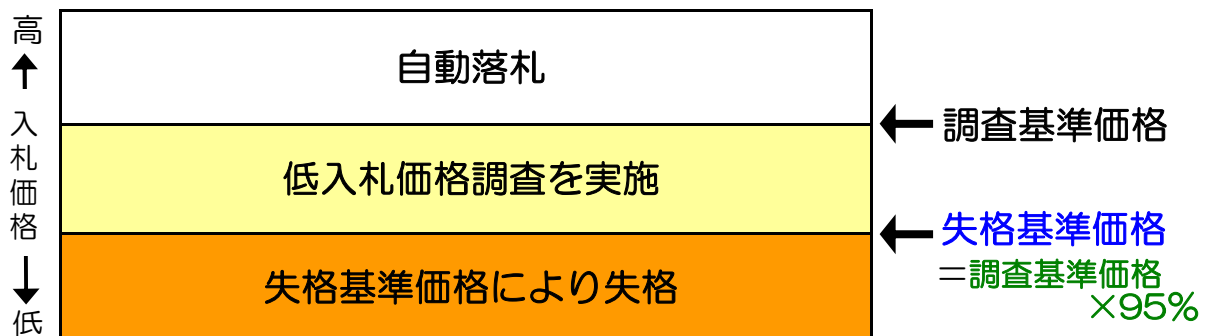
低入札価格調査制度における失格基準価格の適用対象の拡大について

低入札価格調査制度の対象となる工事請負契約においては、すべて失格基準価格を適用することとします。

＜失格基準価格の適用対象＞

現在	拡大後
・簡易型及び特別簡易型の総合評価落札方式	・すべての総合評価落札方式 ・政府調達協定適用工事

$$\text{失格基準価格} = \text{調査基準価格} \times 95\%$$



実施時期

平成24年8月公告分から実施

(参考) 調査基準価格の算定方法

以下の①と②のいずれか小さい値を調査基準価格とします。
ただし、その下限は予定価格の70%、上限は予定価格の90%とします。

① 国の基準により算定した価格
(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×80%+一般管理費×30%)

② 当該入札の平均入札価格の95%
※この場合、予定価格を超過した入札者、予定価格の66.5%未満の入札者及び当該入札に設けられた業種・等級を満たさない入札者等を除いて算定します。

お問い合わせ先：名古屋市財政局契約部契約監理課
Tel (052) 972-2326